

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.1 %
全職員	76.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	101.4 %
本省課室長相当職	100.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.8 %
係長相当職	92.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.4 %
31～35年	93.4 %
26～30年	90.7 %
21～25年	91.9 %
16～20年	94.1 %
11～15年	92.4 %
6～10年	93.4 %
1～5年	92.1 %

【説明欄】

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）
- * 検察官については、職制上の段階がないため、役職段階別に含まない。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 任期の定めのない常勤職員以外の職員において男女の給与に差異が生じている主な要因として、相対的に賃金水準が高い再任用職員における男性職員の割合が高くなっていることが考えられる。